

人事行政の運営等の状況の公表について

「阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和 5 年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

区分	R5.4.1 職員数	R5.4.1～ R6.3.31 退職者等数	R5.4.2～ R6.4.1 採用者数	R6.4.1 職員数
行政職	357 人	20 人	36 人	373 人
技能労務職	1 人	0 人	0 人	1 人
合計	358 人	20 人	36 人	374 人

※行政職には企業職（上下水道に関する事務に従事する職員）を含みます

※職員数は常勤の職員で休職者及び派遣職員を含み、県等との人事交流による受入者、再任用短時間勤務職員を含んでいません

2 職員の人事評価の状況

職員の仕事の業績を「職務目標の達成度」や「仕事の成果」により評価する業績評価と、職務目標への取組過程を職位や職種により「組織マネジメント」「業務マネジメント」として評価する能力評価による人事評価を実施しています。

3 職員の給与の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

(1)平均給料月額及び平均年齢

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	293,915 円	40.5 歳
技能労務職	*	*

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人または 2 人の場合は、「」としています。

(2)初任給の状況

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	185,200 円
	高校卒	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円
	中学卒	143,800 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

※本庁舎以外の施設においては、上記と異なる場合があります

(2)休暇

休暇の種類	内容
年次休暇	・1 月 1 日を基準として、1 年につき 20 日
療養休暇	・負傷又は疾病のため療養を要する場合に、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・私傷病の場合は、90 日以内において必要と認められる期間

特別休暇	・選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合 ・必要と認められる期間
介護休暇	・要介護者（配偶者等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ・連続する 6 か月の期間内において必要と認められる期間
介護時間	・要介護者（介護休暇と同様）の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 ・連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲で必要と認められる時間
組合休暇	・職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務等に従事する場合 ・1 年につき 30 日

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

- ・分限処分 13 件
- ・懲戒処分 0 件

6 職員のサービスの状況

- ・育児休業の取得者数（令和 5 年度新規取得者） 22 人
- ・介護休暇の取得者数（令和 5 年度新規取得者） 0 人

7 職員の研修の状況（延べ人数）

区分	研修名等	受講者数
派遣研修	茨城県自治研修所等各種研修機関派遣研修	63 人
特別研修・階層別研修	新任職員研修、ハラスメント防止研修、事務ミス防止研修等	489 人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)茨城県市町村職員共済組合の主な事業

主な事業	内容
短期給付事業	病気・ケガ、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に医療や現金等の必要な給付を行う
長期給付事業	組合員の退職、傷害、死亡の際に、年金や一時金の給付を行う
福祉事業	健康保持増進事業（健康診査等）や保養所の運営、住宅資金等の貸し付けなどを行う

(2)町の主な事業

主な事業	内容
健康診断	定期健康診断やがん検診等を行う
メンタルヘルス対策	ストレスチェックやメンタルヘルス相談事業を行う

(3)利益の保護の状況

- ・勤務条件に関する措置の要求 0 件
- ・不利益処分に関する不服申立て 0 件